

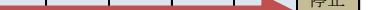
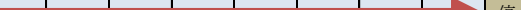
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	...	R27	R28	R29	R30	
	1号焼却炉 (停止)						撤去									
	2号焼却炉 (既設)						停止 撤去									
	3号焼却炉 (既設)									停止						
	4号焼却炉 (既設)															
本事業	5号燃料化炉 (新設)	民間事業者の 募集・選定		設計＋建設			運営・維持管理									
	6号燃料化炉 (新設)			設計＋建設			運営・維持管理									

図 2 南部浄化センター平面図

南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業について

項 目	概 要
事業概要	事業者が下水汚泥燃料化施設を設計・建設し、施設の運営及び維持管理（施設で製造される燃料化物の買取、利用先の確保及び運搬を含む。）を実施するもの。
事業実施場所	南部浄化センター
民間事業者の 業務及び期間	設計・建設業務 ：事業契約締結日から令和11年3月まで 5号燃料化施設 建設工事請負契約締結日～令和8年3月31日 6号燃料化施設 建設工事請負契約締結日～令和11年3月31日 ※6号燃料化施設（既設1・2号焼却施設の撤去含む）の建設着手は、 令和8年4月1日以降とする。 運営・維持管理業務 ：令和8年4月から令和31年3月まで 5号燃料化施設 令和8年4月1日から令和28年3月31日まで（20年間） 6号燃料化施設 令和11年4月1日から令和31年3月31日まで（20年間）
施設の処理方式	炭化方式又は乾燥方式
施設の処理対象物	高分子系脱水汚泥
設計・建設対象施設	燃料化施設（施設規模：60wet-t/日×2炉）、 撤去対象施設（1号焼却施設、2号焼却施設、1・2号焼却施設関連設備、ガスホルダー、トラックヤード、トラックスケール）
運営・維持管理 対象施設	燃料化施設（施設規模：60wet-t/日×2炉）
事業方式	DBO方式(予定)
債務負担行為	期間 令和5年度～令和30年度 限度額 20,000,000千円に物価変動による増減額を加算した額の範囲内
下水汚泥燃料化物に 関する要求水準	品質管理 燃料化物の発熱量及び性状は、下水汚泥固形燃料JIS 規格（JIS Z7312）を満たすものとする。 有効利用 製造された燃料化物を本市から全量買い取ること。また、買取した燃料化物の有効利用先を確保し、燃料等として販売及び運搬すること。
環境への配慮	各種規制に対して遵守できる施設とする。 騒音規制基準、排出ガス基準、悪臭防止基準、景観への配慮、電波障害発生の防止など
事業スケジュール	令和4年4月 入札公告 令和4年8月 入札及び事業提案書 受付 令和4年11月 落札者決定 令和5年3月 事業契約締結